

瑞浪市国民保護計画新旧対照表

	新	旧	備考																
P11	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(4) 指定公共機関等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th style="width: 70%;">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>郵便事業を営む者</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務の大綱	(略)	(略)	<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保	(略)	(略)	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(4) 指定公共機関等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th style="width: 70%;">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>日本郵政公社</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	業務の大綱	(略)	(略)	<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保	(略)	(略)	
機関の名称	業務の大綱																		
(略)	(略)																		
<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保																		
(略)	(略)																		
機関の名称	業務の大綱																		
(略)	(略)																		
<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保																		
(略)	(略)																		
P13	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 社会的特徴</p> <p>(1) 人口</p> <p>人口は、<u>37,717人(平成30年4月1日現在)</u>で、瑞浪駅を中心に瑞浪地区、土岐地区及び明世地区に人口の約60%が居住している。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>本市の面積は、<u>17,486 ha</u>、土地利用区分面積 (<u>平成28年10月1日現在</u>) は、森林が<u>12,182ha</u> (構成<u>69.7%</u>) と最も多く、次いで宅地<u>958ha</u> (構成<u>5.5%</u>)、農地<u>826ha</u> (構成<u>4.7%</u>)、道路<u>644ha</u> (構成<u>3.7%</u>) 等となっている。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 産業</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 社会的特徴</p> <p>(1) 人口</p> <p>人口は、<u>39,414人(H26年4月1日現在)</u>で、瑞浪駅を中心に瑞浪地区、土岐地区及び明世地区に人口の約60%が居住している。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>本市の面積は、<u>17,500 ha</u>、土地利用区分面積 (<u>平成23年10月1日現在</u>) は、森林が<u>12,157ha</u> (構成<u>69.5%</u>) と最も多く、次いで宅地<u>949ha</u> (構成<u>5.4%</u>)、農地<u>906ha</u> (構成<u>5.2%</u>)、道路<u>641ha</u> (構成<u>3.6%</u>) 等となっている。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 産業</p> <p>(略)</p>	その他変更点(1)																

	新	旧	備考
P24	<p>市内の事業所で働く従業員数は平成7年まで増加を続けていたが、平成12年からは減少に転じ、<u>平成26年の経済センサス基礎調査</u>では<u>15,316</u>人であった。</p> <p>就業人口割合は、第3次産業が<u>64.6%</u>で最も高く、次いで第2次産業の<u>31.1%</u>、続いて第1次産業の<u>2.4%</u>となっている。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>(2) 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条、第48条関係) (略)</p> <p>② 防災行政無線の保守管理充実</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の保守管理充実を図る。</p> <p><u>③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備</u> <u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。</u></p> <p>④ 県警察との連携 (略)</p> <p>⑤ 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (略)</p> <p>⑥ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (略)</p>	<p>市内の事業所で働く従業員数は平成7年まで増加を続けていたが、平成12年からは減少に転じ、<u>平成21年の事業所・企業統計調査</u>では<u>16,365</u>人であった。</p> <p>就業人口割合は、第3次産業が<u>70.7%</u>で最も高く、次いで第2次産業の<u>25.6%</u>、続いて第1次産業の<u>1.9%</u>、<u>公務職等の1.9%</u>となっている。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>(2) 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条、第48条関係) (略)</p> <p>② 防災行政無線の保守管理充実</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系やその他の防災行政無線の保守管理充実を図る。</p> <p>③ 県警察との連携 (略)</p> <p>④ 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (略)</p> <p>⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (略)</p>	<p>基本方針に基づく主な変更点(1)</p>

	新	旧	備考
P28	<p><u>事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 要配慮者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※ <u>【避難行動要支援者名簿について】</u></p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、要配慮者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な</u></p>	<p>_____。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 要配慮者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>_____を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(略)</p>	

	新	旧	備考
	<p>(エ) 区長会を通じたの伝達</p> <p>(オ) 広報車</p> <p>(カ) ホームページへの掲載</p> <p>(キ) FAX(主に、聴覚障害者に対して行う。)</p> <p>(ク) 電子メール</p> <p>(略)</p> <p>③ 警報の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で要配慮者の<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>2 避難住民の誘導等</p>	<p>(ウ) 区長会を通じたの伝達</p> <p>(エ) 広報車</p> <p>(オ) ホームページへの掲載</p> <p>(カ) FAX(主に、聴覚障害者に対して行う。)</p> <p>(キ) 電子メール</p> <p>(略)</p> <p>③ 警報の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で要配慮者の<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>2 避難住民の誘導等</p>	
P49	<p>(2) 避難実施要領の策定（国民保護法第6 1 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定（国民保護法第6 1 条関係）</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>(略)</p>	
P50	<p>カ 要配慮者の避難方法の決定（<u>避難行動要支援者名簿</u>、要配慮者支援班の設置）</p> <p>(略)</p>	<p>カ 要配慮者の避難方法の決定（<u>避難支援プラン</u>、要配慮者支援班の設置）</p> <p>(略)</p>	
P51	<p>(3) 避難住民の誘導（国民保護法第6 2 条～第7 1 条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難住民の誘導（国民保護法第6 2 条～第7 1 条関係）</p> <p>(略)</p>	
P52	<p>⑧ 避難所等における安全確保等</p> <p>(略)</p> <p><u>⑨ 大規模集客施設等における避難</u></p> <p><u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>⑧ 避難所等における安全確保等</p> <p>(略)</p>	

	新	旧	備考
P53	<p>⑩ 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>⑪ 通行禁止措置の周知 (略)</p> <p>⑫ 県に対する要請等 (略)</p> <p>⑬ 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p>⑭ 避難住民の復帰のための措置 (略)</p> <p>⑮ 基本的な避難の種類 (略)</p>	<p>⑨ 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p>⑩ 通行禁止措置の周知 (略)</p> <p>⑪ 県に対する要請等 (略)</p> <p>⑫ 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p>⑬ 避難住民の復帰のための措置 (略)</p> <p>⑭ 基本的な避難の種類 (略)</p>	
P57	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>1 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。) (略)</p> <p>(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>1 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。) (略)</p> <p>(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、</p>	

	新	旧	備考
P65	<p>実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告（国民保護法第94条関係）</p> <p>市長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならない。なお、報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを用いて報告する。</u>安否情報システムが利用できない場合は、<u>安否情報省令第2条に規定する</u>様式第3号（別添3のとおり）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県に送付する。</p> <p>（略）</p>	<p>実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>安否情報システムを用いて報告する。</u>すべての市に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告（国民保護法第94条関係）</p> <p>市長は、知事に対し、適時に、安否情報を報告しなければならない。なお、報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を</u>安否情報システムを<u>利用して報告し、</u>安否情報システムが利用できない場合は、<u>安否情報省令第2条に規定する</u>様式第3号（別添3のとおり）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県に送付する。</p> <p>（略）</p>	<p>基本方針に基づく主な変更点（5）</p> <p>基本方針に基づく主な変更点（2）</p>
P70	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>（略）</p> <p>② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>（略）</p> <p>② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制</p>	

	新	旧	備考
P71	<p>委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)若しくは知事から通知を受けたときは、消防機関に連絡する。また、消防機関、県警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、</u>原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに、原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</p> <p>(略)</p> <p><u>③ モニタリングの実施</u></p> <p><u>モニタリングの実施については、状況に応じ、県及び市が策定する地域防災計画等に定められた措置に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>④ 住民の避難誘導</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑤ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑥ 国への措置命令の要請等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑦ 安定ヨウ素剤の服用</u></p> <p><u>市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県及び市が策定する地域防災計画等に定められた措置に準じて行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)若しくは知事から通知を受けたときは、消防機関に連絡する。また、消防機関、県警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者<u>並びに内閣総理大臣及び</u>原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに、原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</p> <p>(略)</p> <p><u>③ 住民の避難誘導</u></p> <p>(略)</p> <p><u>④ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑤ 国への措置命令の要請等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑥ 安定ヨウ素剤の配布</u></p> <p><u>市長は、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原則として、国対策本部長の指示に基づき、直ちに服用対象の避難者が安定ヨウ素剤を服用できるよう、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>ただし、事態の進展が急速な場合であって国対策本部長の指示を得ることができない等の事象があるときは、医師又は薬剤師等医療従事者の関与の下、独自の判断により、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>基本方針に基づく主な変更点(6)</p>
P72	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	新	旧	備考
	<p>⑧ <u>避難退域時検査</u>及び<u>簡易除染の実施</u></p> <p>市長は、避難の際の住民等に対する<u>避難退域時検査</u>及び<u>簡易除染の実施</u>については、県及び市が策定する地域防災計画<u>等に定められた措置に準じて</u>行うものとする。</p> <p>⑨ <u>飲食物の摂取制限等</u></p> <p>市長は、<u>必要に応じ、飲食物の摂取制限等については、県及び市が策定する地域防災計画等に定められた措置に準じて行うものとする。</u></p> <p>⑩ 職員の安全の確保 (略)</p>	<p>⑦ <u>スクリーニング</u> 及び <u>除染の実施</u></p> <p>市長は、避難の際の住民等に対する<u>スクリーニング</u>及び <u>除染の実施等</u>については、県及び市が策定する地域防災計画、<u>原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針、避難計画等の定め</u>の例により 行うものとする。</p> <p>⑧ 職員の安全の確保 (略)</p>	